平成２１年（フ）第９１６号
東京都世田谷区代田３丁目47番４号グランドール101
債務者　松浦　弥生
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９３３号
東京都町田市木曽東４丁目12番イ15―104号
債務者　内田　征郎
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９４８号
東京都清瀬市梅園３丁目４番18号
債務者　吉永美由紀
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月13日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６１号
秋田県能代市字大瀬儘下43番地１
債務者　宇佐美　毅
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午後１時10分
秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（フ）第６２号
秋田県能代市字大瀬儘下43番地１
債務者　宇佐美節子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午後１時10分
秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（フ）第３６号
石川県珠洲市正院町正院１丁目47番地
債務者　今門　正則
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月16日午後１時10分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２１年（フ）第１６３８９号
埼玉県川口市上青木西２丁目11―１
債務者　我妻　　歩
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９４０号
東京都狛江市和泉本町１丁目30番２―209号
債務者　金崎　武志
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第４８４号
青森市金沢３丁目16番11号
債務者　間山　公利
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月26日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４８９号
青森市千富町１丁目11番32号
債務者　宮守　鉄男
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月26日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９０号
青森市千富町１丁目11番32号
債務者　宮守　昭子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月26日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１６２４８号
大阪府八尾市恩智中町２丁目169
債務者　讃井　洋介
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６２４９号
大阪府東大阪市中小阪５丁目12―４―105
債務者　松井サユリ（旧姓難波）
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３５３号
静岡県藤枝市前島３丁目６番18号
債務者　村瀬百合子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４０６号
静岡市葵区羽高18番地　麻機羽高団地10棟283号
債務者　大塚　一枝
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部